

りそなMMF
(マネー・マネージメント・ファンド)
追加型公社債投資信託／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書
(目論見書)
2005年8月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



りそなMMF
(マネー・マネージメント・ファンド)
追加型公社債投資信託／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書
(交付目論見書)
2005年8月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



- 当ファンドは、公社債等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年8月26日に関東財務局長に提出しており、平成17年8月27日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成17年 8月26日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額 上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1 ファンドの性格		4
2 投資方針		6
3 投資リスク		15
4 手数料等及び税金		17
5 運用状況		19
6 手続等の概要		23
7 管理及び運営の概要		25
第2 財務ハイライト情報		28
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		31
第4 ファンドの詳細情報の項目		32
約 款		巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

商 品 分 類	追加型公社債投資信託／MMF型
運用の基本方針	内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益分配金が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	毎日
分 配 方 針	毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配する方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	『取得日』の前日の基準価額とします。 取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間によって異なります。 ①お申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。 ※ ただし、お申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。 ②お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。 ※ ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
お 申 込 単 位	1円以上 1円単位
お 申 込 手 数 料	ありません。
ご 解 約（換金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日の翌営業日以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、信託財産留保額がある場合はこれを控除した額とします（下記をご参照ください）。

信託財産留保額	取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満のご解約については、1 万口につき 10 円とし、ご解約の際にご負担いただきます。
信託報酬	信託元本に対して年率 1.01359%※以内の率を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	りそな信託銀行

マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）適格の投資信託です。

※マル優制度のご利用は、障害者の方など一定の条件に該当する方に限られます。

＊平成 14 年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度」に改められるとともに、新制度への移行のための経過措置等が設けられました。平成 18 年 1 月 1 日以降、老人等（障害者等に該当する方を除きます。）のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

- ・平成 14 年 12 月 31 日現在 65 歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成 17 年 12 月 31 日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成 15 年 1 月 1 日以降に 65 歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 ：無記名式
単位型・追加型の別 ：追加型
指定格付機関による格付け ：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

(3) 発行（売出）価額の総額

この継続募集期間中については、5,000 億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

取得日の前日の基準価額※とします（当初元本：1 口＝1 円）。

取得日は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

- ① 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社（販売会社についてのお問い合わせ窓口は、「(12)その他 ③委託会社のお問い合わせ先」をご参照下さい。）において確認できた場合は、申込日が取得日となります。ただし、申込日の前日の基準価額が、1 口当り 1 円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。
- ② 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1 口当り 1 円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 口当り 1 円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 ③委託会社のお問い合わせ先」をご参照下さい。）または販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した 1 口当りの純資産価額をいいます（ただし、便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入価証券の値動き等により日々変動します。

(5) 申込手数料

ありません。

(6) 申込単位

1 円以上 1 円単位です（自動けいぞく投資専用）。

(7) 申込期間

平成 17 年 8 月 27 日から平成 18 年 8 月 30 日までとします。

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新

されます。

(8) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（後述の「(12)その他 ③委託会社のお問い合わせ先」をご参照下さい。）。

＊販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

(9) 払込期日

申込代金（取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額）は販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益証券の取得日が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得日の発行価額の総額は、追加信託を行なう日に各販売会社より、委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

①申込みの方法等

ファンドの受益証券を取得される際には、販売会社に取り引口座を開設のうえ、お申込み下さい。販売会社は、ファンドの申込みに際し、書面で取引に関する確認を行なう場合があります。

その際、各販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します（当ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）。ファンドの受益証券については、別に定める契約に基づいて、販売会社の保護預りとなります。

なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者※は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）※をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示の上、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

※遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

＊平成14年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）」に改められるとともに、新制度への移行のための経過措置等が設けられました。平成18年1月1日以降、老人等（障害者等に該当する

方を除きます。)のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

- ・平成14年12月31日現在65歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成17年12月31日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成15年1月1日以降に65歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③委託会社のお問い合わせ先

お問い合わせ先



ASSET MANAGEMENT

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

①ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型公社債投資信託・MMF型^{*}に属します。

^{*}「MMF型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「内外の債券に運用し、日々決算を行なうもの」とされるファンドをいいます。

③ファンドの特色

1)内外の公社債に投資を行ないます。

内外の公社債を中心に投資を行ない、安定した収益の確保を目指します。

2)取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込み手数料はかかりません。

※取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

※ご換金について、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額^{*}が差し引かれます。

^{*}「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

3)収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行ない運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4)収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に1ヵ月^{*}分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

^{*}前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間

5)マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）^{*}適格の投資信託です。

※マル優制度をご利用できるのは、障害者等一定の条件に該当する方（遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人など）に限られます。

^{*}平成14年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）」に改められるとともに、新制度への

移行のための経過措置等が設けられました。平成 18 年 1 月 1 日以降、老人等（障害者等に該当する方を除きます。）のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

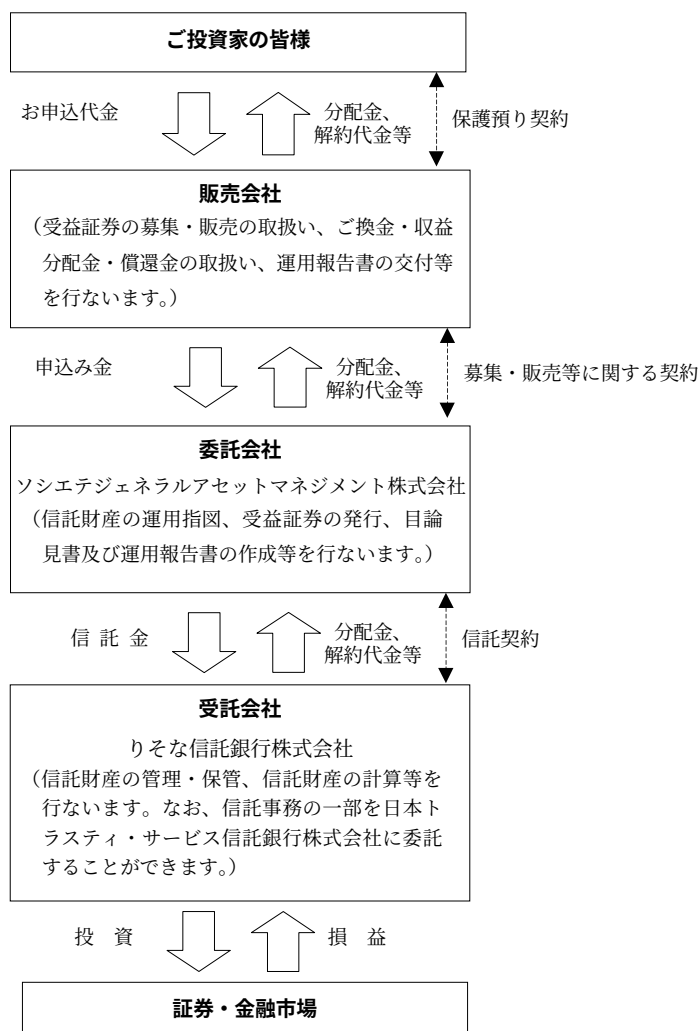
- ・平成 14 年 12 月 31 日現在 65 歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成 17 年 12 月 31 日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成 15 年 1 月 1 日以降に 65 歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み

①委託会社及びファンドの関係法人



- 1) 委託会社は、信託財産の運用指図、受益証券の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行ないます。
- 2) 受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算、受益証券の認証等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することができます。
- 3) 販売会社は、受益証券の募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いに関する事務、運用報告書の交付等を行ないます。

②委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
の 状 況	ソシエテジェネラル投資顧問（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

2 投資方針

(1) 投資方針

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

(2) 投資対象

①主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものに限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー

- 6.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前記 1.から 5.の証券または証書の性質を有するもの
 - 7.外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 - 8.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 9.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）
- なお、前記 1.から 4.までの証券および 6.の証券のうち 1.から 4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

- ③有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行なうことができます（約款「運用の基本方針」）。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

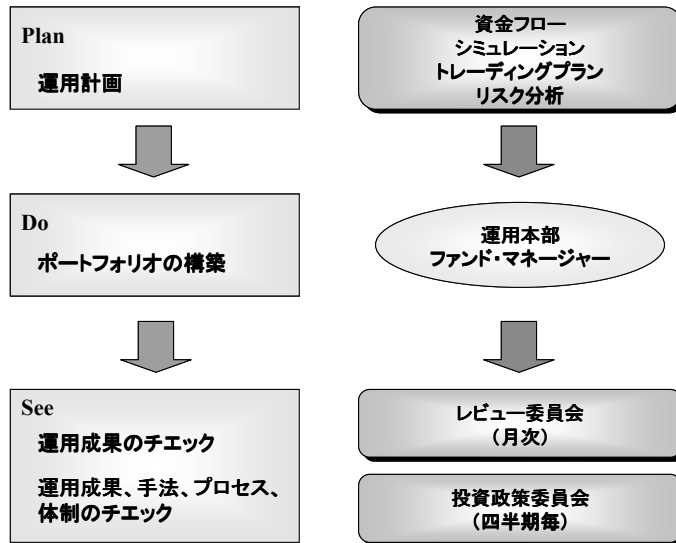
(3) 運用体制

①投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



＊委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

①収益分配方針

当ファンドは毎日決算を行ない、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

②収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

- 1) 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- 2) 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

③収益分配金の再投資

- 1) 委託会社は、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行なった場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金を、当月の最終営業日に販売会社に交付します。
- 2) 販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 投資する公社債の範囲（約款第 17 条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。）、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

(ロ) 株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行ないません。

(ハ) 外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針」）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ニ) 先物取引等の運用指図（約款第 18 条）

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことを指図できます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション

取引を次の範囲で行なうことを指図できます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつこの（二）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつこの（二）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

（ホ）スワップ取引の運用指図（約款第 18 条の 2）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由によ

り、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。

5) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 19 条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めのあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

(ト) 資金の借入れ（約款第 28 条の 2）

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2) 前記 1) の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

3) 前記 2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の

(a) および (b) に掲げる額（これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。）

ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価オプション証券取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後記(b)において同じ）および有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）。)
- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

※ご参考

当ファンドは社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」（平成16年3月19日制定）に基づいた運用を行っております。なお、同規則の中の運用に関する事項（約款に規定済の内容を除きます。）については以下のとおりです。

a. 組入る有価証券等の範囲

(1) 組入れることのできる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- ① わが国の国債証券、政府保証債券及び日銀が発行する債券（以下「国債等」という。）
- ② ①に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の指定格付機関により、P-2又はA-2相当以上の短期格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期格付を受けているもの（指定格付機関が、発行会社の依頼によらずに格付を行ったものを除く。以下a.において同じ。）
- ③ ①または②に規定する有価証券以外の有価証券で1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託業者が発行者の財務内容等を基に②に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

(2) 組入れることができる金融商品は、次に掲げる金融商品とする。

- ① 指定金銭信託（当該投資信託の受託銀行(再信託先を含む。)におけるオーバーナイトの指定金銭信託に限る。）
- ② 金融商品(①に規定する指定金銭信託を除く。)で(1)①に規定する有価証券を担保とするもの若しくは国又は日銀が保証するもの
- ③ ①または②に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの
 - イ 取得時において2社以上の指定格付機関により、P-2又はA-2相当以上の短期格付若しくはBBBフラット又はBaa2相当以上の長期格付を受けているもの

ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の指定格付機関からの格付のみのもの又は格付を取得していないもののうち、取得時において委託業者が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

b. 組入資産の残存期間

- (1)組入資産は、受渡日から償還日又は満期日までの期間(以下「残存期間」という。)が1年を超えないものとする。
- (2)満期保有目的債券(後記e.に規定する満期保有目的債券をいう。以下同じ。)については、(1)の規定は適用しない。

c. 投資制限

- (1)同一の法人等が発行する有価証券等(前記a.(1)に規定する有価証券①に規定する有価証券を除く。)及び前記a.(2)に規定する金融商品①及び②に規定する金融商品を除く。)をいう。以下c.において同じ。)若しくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲以内とする。
 - ① 2社以上の指定格付機関からP-1又はA-1相当の短期格付若しくはA3又はA-相当以上の長期格付を受けている有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の5%以内の額とする。
 - ② ①に規定する有価証券等以外の有価証券等は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の1%以内の額とする。
- (2)同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、(1)の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債券、信用金庫法第54条の3の2第1項に規定する短期債券及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債券をいう。)、CD、コール・ローン、割引手形及び預金以外の有価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。
- (3)(1)②に規定する有価証券等への投資の合計額は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の10%以内の額とする。
- (4)満期保有目的債券については、(1)から(3)の規定にかかわらず後記e.の定めるところによるものとする。
- (5)取引期間が5営業日以内のコール・ローン(国債等を担保とするコール取引を除く。)については、(1)から(3)の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。
- (6)投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。
- (7)委託業者は、債券について時価が入手できないものは組入れないものとする。
- (8)委託業者は、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等で協会が細則で定めるものは組入れないものとする。

d. 組入れられた資産の平均残存期間

組入資産(満期保有目的債券を含む。)の平均残存期間(協会が細則で定める計算方法により算出された期間をいう。以下同じ)は、180日を超えないものとする。

e. 満期保有目的債券の指定

- (1) 委託業者は、組入債券をその償還日まで投資信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとする。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該債券を取得した時点で行うものとする。
- (2) (1)に規定する満期保有目的債券の指定は、当該投資信託の運用責任者（ファンド・マネージャーを含む。）又は運用責任機関（運用委員会、役員会等実質的に投資信託財産の運用の指図に関する権限及び責任を有している当該委託業者の組織及び機関をいう。）等が予め定めた方法に基づき行うものとする。

f. 満期保有目的債券の残存期間

満期保有目的債券の残存期間は、3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）については、この限りではない。

g. 満期保有目的債券の指定の制限

- (1) 満期保有目的債券（国債等を除く。）の指定は、指定する日において2社以上の指定格付機関からA3又はA-相当以上の長期格付を取得しているもの、若しくは複数の指定格付機関からの格付がなく1社からA3又はA-相当以上の長期格付を取得し、かつ当該委託業者が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。
- (2) 満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された債券（新たに指定しようとする債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の15%以内に限るものとする。なお、残存期間が3年を超える銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するもの及び銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）指定する場合は、満期保有目的債券に指定された変動利付債券（残存期間3年を超えるものに限り、新たに指定しようとする変動利付債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の5%以内に限るものとする。
- (3) 同一の法人等が発行する債券の満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された当該法人が発行する債券（新たに指定しようとする当該法人が発行する債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額又は指定する日の純資産総額のいずれか低い額の1%以内に限るものとする。ただし、国債等については、この規定は適用しないものとする。
- (4) 委託業者は、毎月末における満期保有目的債券の評価額の合計額の純資産総額に対する比率（以下「満期保有目的債券比率」という。）を翌月末までに協会に報告するものとする。
- (5) 協会は、満期保有目的債券比率が、一定期間、一定比率以上となった場合には、当該委託業者に対し改善に必要な措置を求めることができるものとする。

h. 満期保有目的債券の売却等の禁止

- (1) 委託業者は、満期保有目的債券に指定した債券を次の各号に掲げる事由以外の理由により、原則として当該債券を売却又は保有目的の変更(以下「売却等」という。)を行ってはならないものとする。
- ① 当該債券の発行者の信用状態の悪化
 - ② 税法上の優遇措置の廃止
 - ③ 当該投資信託の合併又は委託業者の変更に伴うポートフォリオの変更
 - ④ 法令又は規制の制定、改正又は廃止
 - ⑤ 監督官庁の規制又は指導
 - ⑥ 予期できなかった当該投資信託に起因しない事象として細則で定める事象の発生
 - ⑦ その他やむを得ない事由として協会が細則で定めるもの
- (2) (1)に規定する事由以外の理由により売却等を行った場合は、当該売却等を行った日から投資信託財産が保有する全ての満期保有目的債券の保有目的を変更するものとし、当該売却等を行った日以降2年間は取得した債券を満期保有目的債券に指定し保有することができないものとする。
- (3) 委託業者は、満期保有目的債券を担保に差し入れ若しくはレポ取引又は証券貸借取引の対象とした場合であっても、当該取引の契約期間の終日が当該満期保有目的債券の償還期日と同日又は償還期日より以前の日となるとき若しくは返還される債券が実質的に同一であるときは、当該満期保有目的債券の目的変更は行わないものとする。なお、現先取引の場合の取扱いについては、協会が細則で定める。

i. 満期保有目的債券の開示等

- (1) 委託業者は、当該投資信託の運用報告書及び有価証券報告書において満期保有目的債券に指定した債券の銘柄名、利率、額面、評価額、償還期日及び通貨を開示するものとする。
- (2) 委託業者は、当該投資信託の約款、有価証券届出書及び目論見書において、満期保有目的債券に指定した債券については償却原価法で評価する旨を開示するものとする。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券(外貨建証券には為替リスクもあります。)に投資します。

こうした組入対象有価証券等には主として以下のような性質があり、ファンドの基準価額を変動させる要因となっています。したがって、当ファンドは元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。また、当ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものでは

なく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1)金利リスク

当ファンドは主として債券に投資を行ないます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。

2)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

3)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなるおそれがあり、それらの影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

4)為替リスク*

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建てで値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。なお、当ファンドにおいて、外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。

*ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定）の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。」とされており、当ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

② その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

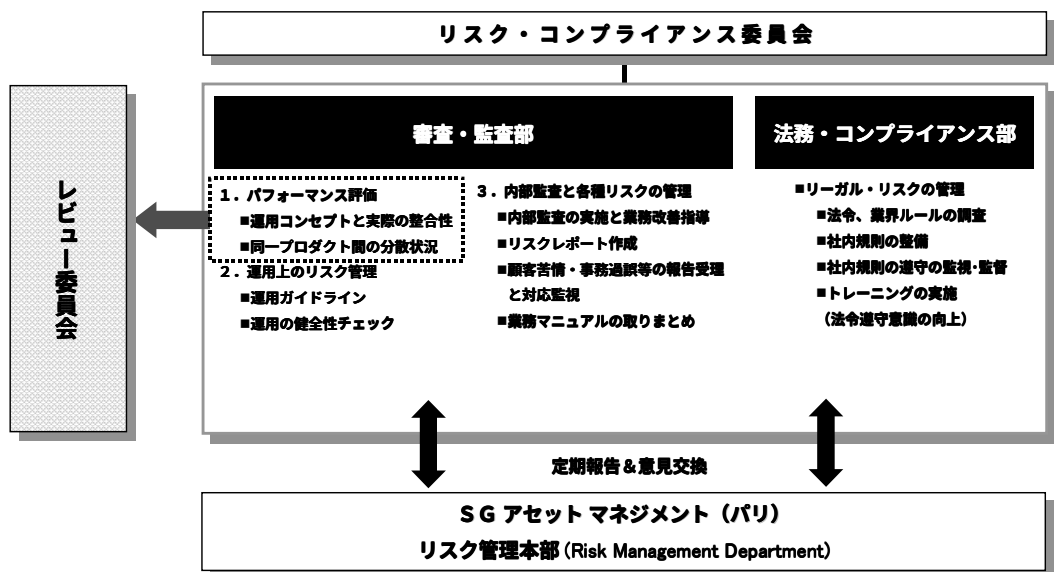
2)解約の中止

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 委託会社のリスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

ありません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日*から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満の換金については、1 万口につき 10 円の信託財産留保額*が差し引かれます。

*「取得日」については、「6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等」をご参照下さい。

*「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.359 以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.1114 を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35.557 以下の場合には、年 10,000 分の 35.557 以内

の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

＊信託報酬率は、委託会社（後述の「6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等」のお問い合わせ先をご参照下さい。）にお問い合わせ下さい。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日又は信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その分配については次の通りとします。

委託会社	販売会社（①）	受託会社（②）	
信託報酬率－ （①＋②）	信託報酬率× 24.557／35.557	次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率	
		1.年万分の2.5	
		2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。 （信託報酬率）	
		年0.15%超	信託報酬率×7.03／100
		年0.10%超 0.15%以下	信託報酬率×7.45／100
		年0.05%超 0.10%以下	信託報酬率×8.08／100
		年0.01%超 0.05%以下	信託報酬率×9.43／100
		年0.005%超 0.01%以下	信託報酬率×11.32／100
年0.005%以下	信託報酬率×13.81／100		

＊販売会社に分配される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

② その他の費用

ファンドの組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 課税上の取扱い

受益者（法人を含みます。）に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

② 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。

③ マル優制度について

ファンドはマル優の対象となっており、障害者等一定の条件を満たす受益者※はマル優制度を利用することができます。マル優制度を利用すると1人につき元金 350 万円（すでに利用している場合は、その金額を差し引いた額）まで、分配金および償還時の元本超過額は非課税となり、また、一部解約請求による途中換金の場合も非課税となります。マル優制度を利用する場合、申込みの際に、マル優制度の適格者である旨を確認できる公的証明書を提示し、「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出する必要があります。

※遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

(注)平成 14 年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）」に改められるとともに、新制度への移行のための経過措置等が設けられました。平成 18 年 1 月 1 日以降、老人等（障害者等に該当する方を除きます。）のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

- ・平成 14 年 12 月 31 日現在 65 歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成 17 年 12 月 31 日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成 15 年 1 月 1 日以降に 65 歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 17 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	5,999,995,815	23.41
特殊債券	日本	1,702,371,655	6.64
社債券	日本	702,306,187	2.74
コマーシャル・ペーパー	日本	4,599,657,579	17.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	12,624,319,445	49.26
合計（純資産総額）	—	25,628,650,681	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 17 年 6 月 30 日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	額面 (円)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	日本	国債証券	第 3 3 7 回政府短期証券	3,000,000,000	99.99	2,999,998,110	99.99	2,999,998,110	0	2005/8/29	11.71
2	日本	国債証券	第 3 3 4 回政府短期証券	3,000,000,000	99.99	2,999,997,705	99.99	2,999,997,705	0	2005/8/8	11.71
3	日本	特殊債券	第 9 9 回政府保証預金保険機構債券	1,200,000,000	100.12	1,201,529,098	100.12	1,201,529,098	0.2	2006/4/26	4.69
4	日本	特殊債券	第 8 1 回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	100.05	400,209,932	100.05	400,209,932	0.2	2005/10/25	1.56

5	日本	特殊債券	第135回しんきん中金債券	100,000,000	100.63	100,632,625	100.63	100,632,625	1.05	2006/2/27	0.39
6	日本	社債券	第1回アフラック・インコーポレーテッド円貨社債	400,000,000	100.45	401,802,733	100.45	401,802,733	1.55	2005/10/25	1.57
7	日本	社債券	第4回シティグループ・インク円貨社債(2002)	300,000,000	100.16	300,503,454	100.16	300,503,454	0.47	2005/12/9	1.17
8	日本	コマーシャル・ペーパー	スミショウリース	1,200,000,000	—	1,199,940,824	—	1,199,940,824	—	—	4.68
9	日本	コマーシャル・ペーパー	ダイヤモンドリース	1,200,000,000	—	1,199,910,253	—	1,199,910,253	—	—	4.68
10	日本	コマーシャル・ペーパー	ニホンショウケンキンユウ	1,000,000,000	—	999,980,055	—	999,980,055	—	—	3.90
11	日本	コマーシャル・ペーパー	エイチジーエムアセット	800,000,000	—	799,908,197	—	799,908,197	—	—	3.12
12	日本	コマーシャル・ペーパー	エイチジーエムアセット	400,000,000	—	399,918,250	—	399,918,250	—	—	1.56

※全12銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※単価は額面100円当りの価格です。

種類別投資比率

平成17年6月30日現在

地域	種類	投資比率(%)
日本	国債証券	23.41
	特殊債券	6.64
	社債券	2.74
	コマーシャル・ペーパー	17.95
合計		50.74

※投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

平成17年6月30日現在

現先取引(国債証券)

国名	銘柄名	数量	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	第376回割引短期国債	5,000,000,000	4,999,950,000	4,999,950,000	19.51
日本	第376回割引短期国債	2,000,000,000	1,999,980,000	1,999,980,000	7.80

現先取引(コマーシャル・ペーパー)

国名	銘柄名	額面(円)	簿価金額(円)	満期金額(円)	投資比率(%)
日本	トリオアセット	2,000,000,000	1,999,923,016	1,999,998,468	7.80

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 17 年 6 月 30 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1 万口当りの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第7期特定期間末(平成7年11月29日)	173,097	173,100	10,000	10,000
第8期特定期間末(平成8年5月30日)	148,257	148,259	10,000	10,000
第9期特定期間末(平成8年11月28日)	196,169	196,172	10,000	10,000
第10期特定期間末(平成9年5月29日)	154,438	154,441	10,000	10,000
第11期特定期間末(平成9年11月27日)	118,704	118,706	10,000	10,000
第12期特定期間末(平成10年5月28日)	106,325	106,326	10,000	10,000
第13期特定期間末(平成10年11月29日)	69,303	69,304	10,000	10,000
第14期特定期間末(平成11年5月30日)	103,914	103,915	10,000	10,000
第15期特定期間末(平成11年11月29日)	188,465	183,466	10,000	10,000
第16期特定期間末(平成12年5月30日)	282,517	282,518	10,000	10,000
第17期特定期間末(平成12年11月29日)	240,750	240,751	10,000	10,000
第18期特定期間末(平成13年5月30日)	254,925	254,926	10,000	10,000
第19期特定期間末(平成13年11月30日)	210,263	210,264	10,000	10,000
第20期特定期間末(平成14年5月31日)	72,542	72,542	10,000	10,000
第21期特定期間末(平成14年11月30日)	60,263	60,263	10,000	10,000
第22期特定期間末(平成15年5月31日)	47,062	47,062	10,000	10,000
第23期特定期間末(平成15年11月30日)	38,453	38,453	10,000	10,000
第24期特定期間末(平成16年5月31日)	31,627	31,627	10,000	10,000
第25期特定期間末(平成16年11月30日)	28,509	28,509	10,000	10,000
第26期特定期間末(平成17年5月31日)	25,880	25,880	10,000	10,000
平成 16 年 6 月末日	30,523	—	10,000	10,000
7 月末日	30,537	—	10,000	10,000
8 月末日	30,151	—	10,000	10,000
9 月末日	29,444	—	10,000	10,000
10 月末日	29,661	—	10,000	10,000
11 月末日	28,509	—	10,000	10,000
12 月末日	27,238	—	10,000	10,000
平成 17 年 1 月末日	26,829	—	10,000	10,000
2 月末日	26,526	—	10,000	10,000
3 月末日	26,100	—	10,000	10,000
4 月末日	25,747	—	10,000	10,000
5 月末日	25,880	—	10,000	10,000
6 月 30 日（直近日）	25,628	—	10,000	10,000

② 分配の推移

計算期間	1万口当り分配金（円）
第7期特定期間(H7.5.31～H7.11.29)	47.31
第8期特定期間(H7.11.30～H8.5.30)	31.58
第9期特定期間(H8.5.31～H8.11.28)	31.39
第10期特定期間(H8.11.29～H9.5.29)	30.17
第11期特定期間(H9.5.30～H9.11.27)	33.02

第12期特定期間(H9.11.28～H10.5.28)	36.25
第13期特定期間(H10.5.29～H10.11.29)	26.65
第14期特定期間(H10.11.30～H11.5.30)	19.29
第15期特定期間(H11.5.31～H11.11.29)	11.71
第16期特定期間(H11.11.30～H12.5.30)	10.42
第17期特定期間(H12.5.31～H12.11.29)	10.91
第18期特定期間(H12.11.30～H13.5.30)	11.93
第19期特定期間(H13.5.31～H13.11.30)	6.04
第20期特定期間(H13.12.1～H14.5.31)	6.16
第21期特定期間(H14.6.1～H14.11.30)	1.56
第22期特定期間(H14.12.1～H15.5.31)	1.22
第23期特定期間(H15.6.1～H15.11.30)	0.46
第24期特定期間(H15.12.1～H16.5.31)	0.37
第25期特定期間(H16.6.1～H16.11.30)	0.36
第26期特定期間(H16.12.1～H17.5.31)	0.41

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第7期特定期間(H7.5.31～H7.11.29)	0.47
第8期特定期間(H7.11.30～H8.5.30)	0.32
第9期特定期間(H8.5.31～H8.11.28)	0.31
第10期特定期間(H8.11.29～H9.5.29)	0.30
第11期特定期間(H9.5.30～H9.11.27)	0.33
第12期特定期間(H9.11.28～H10.5.28)	0.36
第13期特定期間(H10.5.29～H10.11.29)	0.27
第14期特定期間(H10.11.30～H11.5.30)	0.19
第15期特定期間(H11.5.31～H11.11.29)	0.12
第16期特定期間(H11.11.30～H12.5.30)	0.10
第17期特定期間(H12.5.31～H12.11.29)	0.11
第18期特定期間(H12.11.30～H13.5.30)	0.12
第19期特定期間(H13.5.31～H13.11.30)	0.06
第20期特定期間(H13.12.1～H14.5.31)	0.06
第21期特定期間(H14.6.1～H14.11.30)	0.02
第22期特定期間(H14.12.1～H15.5.31)	0.01
第23期特定期間(H15.6.1～H15.11.30)	0.00
第24期特定期間(H15.12.1～H16.5.31)	0.00
第25期特定期間(H16.6.1～H16.11.30)	0.00
第26期特定期間(H16.12.1～H17.5.31)	0.00

(注)収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当り分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1口当りの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3) 受益証券のお申込単位は1円以上1円単位とします。

4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者※は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）*をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示の上、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

※遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

*平成14年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）」に改められるとともに、新制度への移行のための経過措置等が設けられました。平成18年1月1日以降、老人等（障害者等に該当する方を除きます。）のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

- ・平成14年12月31日現在65歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成17年12月31日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成15年1月1日以降に65歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

お問い合わせ先



ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

ASSET MANAGEMENT

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記(1)申込（販売）手続等のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

1) 解約請求によりいつでも換金することができます。

2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益証券について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額＊を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

＊「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

5) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。なお、解約代金は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。

6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受け付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

8) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記 2) の規定に準じて計算された価額とします。

7 管理及び運営の概要

① 資産の評価

1) 基準価額の算出方法

受益証券 1 口当りの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等」をご参照下さい。

3) 組入資産の評価方法について（「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成 16 年 3 月 19 日制定））

a. 組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託業者が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

① 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

② 証券会社又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

③ 価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

① 残存期間が 1 年以内の債券で、A-2 又は P-2 格相当以上の短期格付若しくは A-3 又は A-格相当以上の長期格付を取得している債券

② 満期保有目的債券

(2) (1) に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応答日（応答日が休日になる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とする。なお、加算又は減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 満期保有目的債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、又は償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4) 外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1. 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

② 信託期間

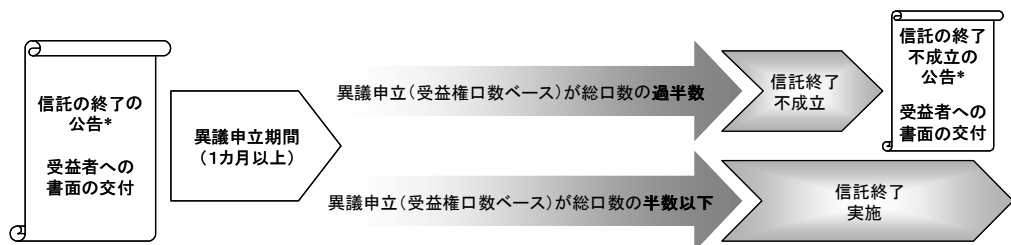
ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「④信託の終了」により信託を終了させることがあります。

③ 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

④ 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



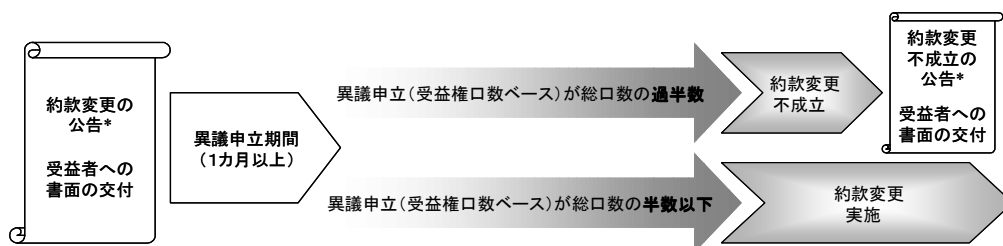
* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「⑤信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

⑤ 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～5. までの規定にしたがいます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

⑥ 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「④信託の終了」または

「⑤信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

⑦ 運用経過の報告

委託会社は1年に2回（5月、11月）運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申しいただいたご住所に販売会社から送付します。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1)当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- (3)当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前期（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）及び当期（平成16年12月1日から平成17年5月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

1 貸借対照表

科目	前期末 (平成 16 年 11 月 30 日現在) 金額(円)	当期末 (平成 17 年 5 月 31 日現在) 金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	2,409,693,712	3,673,082,372
国債証券	16,999,930,476	5,999,993,205
特殊債券	—	1,702,658,065
社債券	—	902,895,109
コマーシャル・ペーパー	4,099,552,606	4,599,657,579
現先取引勘定	4,999,919,469	8,999,824,910
未収利息	31,351	1,841,918
前払費用	—	769,203
流動資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361
資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361
負債の部		
I 流動負債		
未払受託者報酬	—	213
未払委託者報酬	—	1,205
その他未払費用	410	372
流動負債合計	410	1,790
負債合計	410	1,790
純資産の部		
I 元本		
元本	28,509,113,209	25,880,705,039
II 剰余金		
期末剰余金	13,995	15,532
純資産合計	28,509,127,204	25,880,720,571
負債・純資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361

2 損益及び剰余金計算書

	前期 自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日	当期 自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
Ⅰ 営業収益		
受取利息	1,154,116	4,232,577
有価証券売買等損益	687,499	△2,842,097
その他収益	51,458	28,990
営業収益合計	1,893,073	1,419,470
Ⅱ 営業費用		
受託者報酬	104,615	38,758
委託者報酬	642,521	219,556
その他費用	79,190	69,786
営業費用合計	826,326	328,100
営業利益	1,066,747	1,091,370
経常利益	1,066,747	1,091,370
当期純利益	1,066,747	1,091,370
Ⅲ一部解約に伴う当期純利益分配額	—	—
Ⅳ期首剰余金	31,453	13,995
Ⅴ剰余金増加額	—	—
Ⅵ剰余金減少額	—	—
Ⅶ分配金	1,084,205	1,089,833
Ⅷ期末剰余金	13,995	15,532

重要な会計方針

項目	前期 自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日	当期 自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 特定期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でない認められた場合は、当該証券取引所における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 同 左

2. 収益及び費用の計上基準	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券等 適正な評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価として認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (4) 残存期間 1 年以内の公社債等 買付けにかかる約定日から 1 年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む）で、価額変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託業者が判断した場合は、当該方法により評価しております。ただし、時価と評価額に乖離が生じ、投資信託委託業者が適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価による評価換えを行うものとします。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2) 証券取引所に上場されていない有価証券等 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券等 同 左 (4) 残存期間 1 年以内の公社債等 同 左 有価証券売買等損益の計上基準 同 左
-----------------------	--	---

第 3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

当ファンドの受益証券は無記名式であるため、名義書換はできません。

(2) 受益者名簿

作成していません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 受益証券の譲渡制限

ありません。ただし、受益証券はすべて保護預り（大券による混蔵寄託）となっています。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

**りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約 款**

【運用の基本方針】

約款第 16 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。

又、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

【運用制限】

- (1)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- (2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3)有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行ないます。
- (4)スワップ取引は、約款第 18 条の 2 の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託

**りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約款**

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

第 2 条 委託者は、金 1 千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5 千億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条の 2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権を 1 千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【追加信託金および基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた

額とします。

- ② 追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

- 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。
 - ③ 第 1 項の規定により発行された受益証券は、別に定めるりそな MMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて大券をもって混蔵保管されるため、委託者は受益者の請求に基づく記名式の受益証券への変更を行ないません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

- 第 10 条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役が、その旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の取得単位および価額】

第 11 条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、この信託契約締結日の翌営業日以降、別に定める契約を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって第 9 条の規定により発行される受益証券の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、この場合における 1 口あたりの取得価額は、次に掲げ

る基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

- 1. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合
……取得申込受付日の前日の基準価額
- 2. 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合
……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

- ② 前項第 2 号の場合において、当該基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

【受益証券の再交付】

第 12 条 委託者は、受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第 13 条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第 14 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、当該受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の指図範囲】

- 第 15 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券で市場性のあるものに投資することを指図します。
- 1. 国債証券
 - 2. 地方債証券
 - 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものに限ります。）
 - 5. コマーシャル・ペーパー
 - 6. 外国または外国法人の発行する証券または証

書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する公社債の範囲】

第17条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすること

ができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とし

す。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該

信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第22条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則と

して、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【保管業務の委任】

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 23 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 24 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 25 条 (削除)

【信託財産の表示および記載の省略】

第 26 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券売却等の指図】

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 28 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定し

ている資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。

- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 31 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

【信託財産に関する報告】

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査報酬の額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了の時当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. この信託契約締結の日から平成4年7月5日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年10,000分の30以内の率とします。
 2. 平成4年7月6日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114（ただし、平成11年11月30日までに於いては、6.7114）を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557（ただし、平成11年11月30日までに於いては、33.557）以下の場合には、年10,000分の35.557（ただし、平成11年11月30日までに於いては33.557）以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。
- ② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了の時信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

【収益の分配】

第35条 信託財産から生ずる利益（第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。）は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

【一部解約金および追加信託金の計理処理】

第36条 信託の一部解約金（第41条第2項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額

を元本として処理するものとします。

【収益分配金の再投資】

第37条 委託者は、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益証券に帰属する収益分配金を、当月の最終営業日に委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。

- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

【一部解約金、収益分配金および償還金の支払い】

第38条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払うものとします。

- ② 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、第37条第1項に規定する収益分配金については、原則として、同条第1項中の委託者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付する日に、第38条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者に支払いを行なう日に、第38条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者に交付します。

- ② 前項の規定により委託者に収益分配金、償還金お

よび一部解約金を交付した後は、受託者は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第40条 受益者が、第38条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第41条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項に規定する信託終了による償還金について、第38条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託者が受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第41条 受益者は、自己の有する受益証券について、委託者に解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、第9条の規定による受益証券の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益証券について第1項の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第38条第1項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し、返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。
- ④ 受益者が第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付を中止することができますものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付け

たものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

⑦ (削除)

⑧ (削除)

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、

解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 47 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第 45 条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

- ③ （削除）

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第 46 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 47 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第 47 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益

者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第 47 条の 2 第 42 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 42 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 4 年 6 月 30 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成 14 年 9 月 9 日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和銀信託銀行株式会社に変更しております。（大和銀信託銀行株式会社は、平成 14 年 10 月 15 日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT

りそなMMF
(マネー・マネージメント・ファンド)
追加型公社債投資信託／自動けいぞく投資専用

投資信託説明書
(請求目論見書)
2005年8月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



- 当ファンドは、公社債等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成17年7月20日に関東財務局長に提出しており、平成17年8月5日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成17年 8月26日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額 上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	11
2 ファンドの現況	16
第5 設定及び解約の実績	16

第1 ファンドの沿革

平成4年6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」から「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- 1) ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込み下さい。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。
- 2) 1口当りの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。
 1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。
 2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
- 3) 受益証券のお申込単位は1円以上1円単位とします。
- 4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者※は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）*をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示の上、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

※遺族基礎年金を受けている妻、寡婦年金を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

*平成14年度の税制改正で、「老人等の少額貯蓄非課税制度（マル優）」は「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優）」に改められるとともに、新制度への移行のための経過措置等が設けられました。平成18年1月1日以降、老人等（障害者等に該当する方を除きます。）のマル優制度は、制度そのものが廃止されます。

《障害者等に該当されない方についての経過措置》

- ・平成14年12月31日現在65歳以上の方で、同日までに非課税枠を設定された方は、同枠の範囲内で平成17年12月31日まで制度の適用を受けられます。
- ・平成15年1月1日以降に65歳となる方は、非課税制度の対象となりません。

お問い合わせ先



ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

ASSET MANAGEMENT

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記(1)申込（販売）手続等のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

1) 解約請求によりいつでも換金することができます。

2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益証券について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額*を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益証券については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益証券の発行された日に発行されたものとみなします。

*「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

5) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において受益者に支払うものとします。なお、解約代金は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。

6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受け付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

8) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なっ

た当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記 2) の規定に準じて計算された価額とします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算出方法

受益証券 1 口当りの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせ下さい。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照下さい。

3) 組入資産の評価方法について（「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成 16 年 3 月 19 日制定））

a. 組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄毎に委託業者が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

- ① 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）
- ② 証券会社又は銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）
- ③ 価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

- ① 残存期間が 1 年以内の債券で、A - 2 又は P - 2 格相当以上の短期格付若しくは A 3 又は A - 格相当以上の長期格付を取得している債券
- ② 満期保有目的債券

(2) (1) に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日又は償還日の前年応答日（応答日が休日に当る場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した価額により評価する方法とする。なお、加算又は減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3)満期保有目的債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、又は償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人又は公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4)外貨建資産の円換算および予約為替の評価

- 1.信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- 2.予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

(2) 保管

受益証券は、別に定める契約に基づいて、販売会社の保護預りにより混蔵保管されます。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

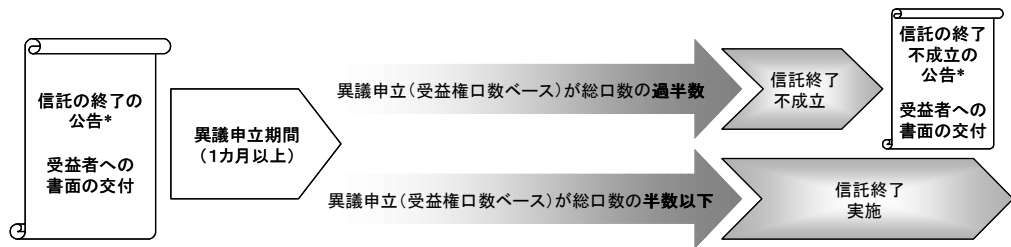
(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) その他

1) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

- 1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
- 5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

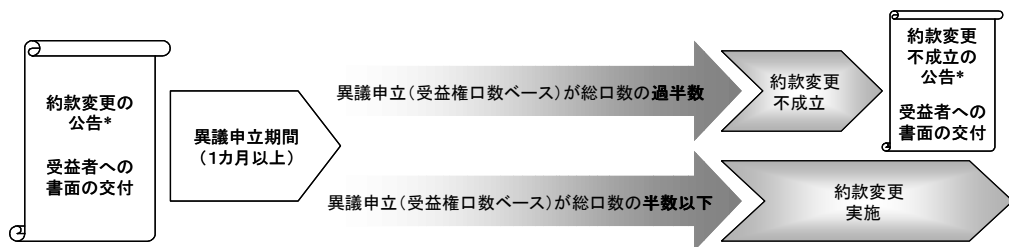


* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

6. 前記 3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1.～5.までの規定にしたがいます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1) 信託の終了 (ファンドの繰上償還)」または「2) 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4) 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 運用経過の報告

委託会社は1年に2回(5月、11月)運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

9) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10) 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出し

ます。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

- ①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ②受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行なう日に、また、償還金および償還にかかる受益証券に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。
- ③収益分配金に対する請求権
 - 1)受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2)収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。
 - 3)販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ④償還金に対する請求権
 - 1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2)償還金および償還の対象となる受益証券に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。
- ⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1)当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

- (3)当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、前期（平成16年6月1日から平成16年11月30日まで）及び当期（平成16年12月1日から平成17年5月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年 | 月 28 日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成16年6月1日から平成16年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成16年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成17年7月15日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成16年12月1日から平成17年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成17年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

科目	前期末 (平成 16 年 11 月 30 日現在) 金額(円)	当期末 (平成 17 年 5 月 31 日現在) 金額(円)
資産の部		
I 流動資産		
コール・ローン	2,409,693,712	3,673,082,372
国債証券	16,999,930,476	5,999,993,205
特殊債券	—	1,702,658,065
社債券	—	902,895,109
コマーシャル・ペーパー	4,099,552,606	4,599,657,579
現先取引勘定	4,999,919,469	8,999,824,910
未収利息	31,351	1,841,918
前払費用	—	769,203
流動資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361
資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361
負債の部		
I 流動負債		
未払受託者報酬	—	213
未払委託者報酬	—	1,205
その他未払費用	410	372
流動負債合計	410	1,790
負債合計	410	1,790
純資産の部		
I 元本		
元本	28,509,113,209	25,880,705,039
II 剰余金		
期末剰余金	13,995	15,532
純資産合計	28,509,127,204	25,880,720,571
負債・純資産合計	28,509,127,614	25,880,722,361

(2) 損益及び剰余金計算書

	前期 自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日	当期 自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日
科目	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
Ⅰ 営業収益		
受取利息	1,154,116	4,232,577
有価証券売買等損益	687,499	△2,842,097
その他収益	51,458	28,990
営業収益合計	1,893,073	1,419,470
Ⅱ 営業費用		
受託者報酬	104,615	38,758
委託者報酬	642,521	219,556
その他費用	79,190	69,786
営業費用合計	826,326	328,100
営業利益	1,066,747	1,091,370
経常利益	1,066,747	1,091,370
当期純利益	1,066,747	1,091,370
Ⅲ一部解約に伴う当期純利益分配額	—	—
Ⅳ期首剰余金	31,453	13,995
Ⅴ剰余金増加額	—	—
Ⅵ剰余金減少額	—	—
Ⅶ分配金	1,084,205	1,089,833
Ⅷ期末剰余金	13,995	15,532

重要な会計方針

項目	前期 自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日	当期 自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 特定期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、コマーシャル・ペーパーは個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券等 同 左

2.収益及び費用の計上基準	(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券等 適正な評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価として認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (4)残存期間1年以内の公社債等 買付けにかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む）で、価額変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託業者が判断した場合は、当該方法により評価しております。ただし、時価と評価額に乖離が生じ、投資信託委託業者が適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価による評価換えを行うものとします。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 同 左 (3)時価が入手できなかった有価証券等 同 左 (4)残存期間1年以内の公社債等 同 左 有価証券売買等損益の計上基準 同 左
---------------	---	--

注記事項

（貸借対照表関係）

前期末 (平成 16 年 11 月 30 日現在)	当期末 (平成 17 年 5 月 31 日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 31,627,249,184 円 期中追加設定元本額 4,533,172,494 円 期中一部解約元本額 7,651,308,469 円	1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 期首元本額 28,509,113,209 円 期中追加設定元本額 2,803,507,398 円 期中一部解約元本額 5,431,915,568 円

(損益及び剰余金計算書関係)

前期 自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日			当期 自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日		
1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 104,615 円			1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬） 38,758 円		
2. 分配金の計算過程 特定期間における分配対象金額 1,098,200 円のうち、1,084,205 円(一万口当たり 0.36 円)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 特定期間における分配対象金額 1,105,365 円のうち、1,089,833 円(一万口当たり 0.41 円)を分配金額としております。		
項目			項目		
配当等収益額	A	1,154,116 円	配当等収益額	A	4,232,577 円
有価証券売買等損益	B	687,499 円	有価証券売買等損益	B	△2,842,097 円
その他収益	C	51,458 円	その他収益	C	28,990 円
期首剰余金	D	31,453 円	期首剰余金	D	13,995 円
控除費用	E	826,326 円	控除費用	E	328,100 円
当ファンドの分配対象 収益額	F =A+B+C+ D－E	1,098,200 円	当ファンドの分配対象 収益額	F =A+B+C+ D－E	1,105,365 円
一万口当たりの分配額	G	0.36 円	一万口当たりの分配額	G	0.41 円
収益分配金金額	H	1,084,205 円	収益分配金金額	H	1,089,833 円

(有価証券関係)

前期（自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	16,999,930,476	140,476
コマーシャル・ペーパー	4,099,552,606	30,779
合 計	21,099,483,082	171,255

当期（自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日）

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	5,999,993,205	2,205
特殊債券	1,702,658,065	△236,935
社債券	902,895,109	△2,712,891
コマーシャル・ペーパー	4,599,657,579	80,602
合 計	13,205,203,958	△2,867,019

(デリバティブ取引関係)

前期（自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当期（自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

（一口当たり情報）

	前期 (平成 16 年 11 月 30 日現在)	当期 (平成 17 年 5 月 31 日現在)
一口当たり純資産額	1 円	1 円

（重要な後発事象）

前期（自 平成 16 年 6 月 1 日 至 平成 16 年 11 月 30 日）

該当事項はありません。

当期（自 平成 16 年 12 月 1 日 至 平成 17 年 5 月 31 日）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

平成 17 年 6 月 30 日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)
国債証券	第 3 3 4 回政府短期証券	3,000,000,000	2,999,995,995
	第 3 3 7 回政府短期証券	3,000,000,000	2,999,997,210
	小計	6,000,000,000	5,999,993,205
特殊債券	第 8 1 回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	400,264,202
	第 9 9 回政府保証預金保険機構債券	1,200,000,000	1,201,682,488
	第 1 3 5 回しんきん中金債券	100,000,000	100,711,375
	小計	1,700,000,000	1,702,658,065
社債券	第 5 回ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポ	200,000,000	200,029,062
	第 4 回シティグループ・インク円貨社債	300,000,000	300,597,234
	第 1 回アフラック・インコーポレーテッド円貨社債	400,000,000	402,268,813
	小計	900,000,000	902,895,109
コマーシャル・ ペーパー	エイチジーエムアセット	800,000,000	799,908,197
	エイチジーエムアセット	400,000,000	399,918,250
	スミショウリース	1,200,000,000	1,199,940,824
	ダイヤモンドリース	1,200,000,000	1,199,910,253
	ニホンショウケンキンユウ	1,000,000,000	999,980,055
	小計	4,600,000,000	4,599,657,579
	合計		13,205,203,958

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成17年6月30日現在

I 資産総額	25,628,678,081 円
II 負債総額	27,400 円
III 純資産総額 (I - II)	25,628,650,681 円
IV 発行済口数	25,628,643,366 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0000 円
(1万口当たりの純資産額)	10,000 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第7期特定期間 (H7.5.31～H7.11.29)	201,941,957,397	178,057,397,358
第8期特定期間 (H7.11.30～H8.5.30)	186,515,660,774	211,355,782,790
第9期特定期間 (H8.5.31～H8.11.28)	212,500,154,701	164,587,128,363
第10期特定期間 (H8.11.29～H9.5.29)	167,946,900,310	209,678,372,052
第11期特定期間 (H9.5.30～H9.11.27)	119,344,077,775	155,077,865,794
第12期特定期間 (H9.11.28～H10.5.28)	92,924,996,733	105,303,652,257
第13期特定期間 (H10.5.29～H10.11.29)	66,369,119,189	103,391,457,389
第14期特定期間 (H10.11.30～H11.5.30)	117,737,965,534	83,127,299,753
第15期特定期間 (H11.5.31～H11.11.29)	193,823,235,305	109,272,350,266
第16期特定期間 (H11.11.30～H12.5.30)	271,216,605,420	177,164,724,447
第17期特定期間 (H12.5.31～H12.11.29)	251,491,027,041	293,257,700,783
第18期特定期間 (H12.11.30～H13.5.30)	203,502,585,035	189,327,543,235
第19期特定期間 (H13.5.31～H13.11.30)	97,975,254,706	142,636,889,385
第20期特定期間 (H13.12.1～H14.5.31)	21,149,360,233	158,870,796,812
第21期特定期間 (H14.6.1～H14.11.30)	10,183,914,373	22,462,627,057
第22期特定期間 (H14.12.1～H15.5.31)	8,755,093,761	21,955,871,373
第23期特定期間 (H15.6.1～H15.11.30)	3,895,017,111	12,504,689,718
第24期特定期間 (H15.12.1～H16.5.31)	3,567,942,953	10,393,758,580
第25期特定期間 (H16.6.1～H16.11.30)	4,533,172,494	7,651,308,469
第26期特定期間 (H16.12.1～H17.5.31)	2,803,507,398	5,431,915,568

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT